

アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託
企画提案実施要領

令和4年4月

やまなしスポーツエンジン

目 次

1. 企画提案を求める業務の概要	1
2. 企画提案の参加資格	2
3. 質問	3
4. 企画提案書	4
5. 審査及び結果通知	5
6. 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング.....	6
7. 契約	6
8. 企画提案の無効	7
9. その他	7

1. 企画提案を求める業務の概要

(1) 提案を求める理由

本県の恵まれた自然環境や地域資源を活用し、四季に応じたアウトドアスポーツアクティビティの開発等に取り組み、各地域における地域資源の掘り起こしや閑散期の誘客を進めることで、地域の人々が自らの地域の魅力を感じることに合わせ、スポーツアクティビティを目的とした県外からの来訪者を増加させ、県内スポーツ関連消費額の拡大につなげることを目的とする。

(2) 名称

アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託

(3) 委託内容

別添「アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

(5) 予算上限額

金 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 選定スケジュール

令和4年5月 2日（月）	募集開始
令和4年5月11日（水）	質問票受付期限
令和4年5月11日（水）	参加資格確認申請書提出期限
令和4年5月13日（金）	参加資格審査結果通知（予定）
令和4年5月20日（金）	企画提案書提出期限
令和4年5月30日（月）	2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和4年5月31日（火）	審査結果通知、受託候補者特定（予定）

※参加申込者が5社を超えた場合は1次審査（書面）を行い、通過者のみを対象として、2次審査を行う。この場合、1次審査の結果は速やかにメールで通知する。

2. 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 企画提案参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 平成29年度以降において、本業務と類似の業務を実施した実績を有すること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付（正本1部）すること。

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 会社概要等整理表（様式第3号）
会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ③ 業務実績整理表（様式第4号）
- ④ 実施体制表（様式第5号）

(3) 提出期限

令和4年5月11日（水）午後5時

提出は、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館5階

やまなしスポーツエンジン事務局（山梨県スポーツ振興局スポーツ振興課内）藤島
電話番号（直通） 055-225-3941

(5) 提出方法

提出は、持参又は簡易書留、宅配等（配達記録が残る方法に限る）により行い、期限までに必着のこと。

(6) 結果通知

参加資格審査結果は、令和4年5月13日（金）（予定）に、すべての申請者に対し電子メールにて通知する。

3. 質問

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案実施要領及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式第6号）に記載の上、電子メールにて次の両宛先に送信すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、質問を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

やまなしスポーツエンジン事務局（スポーツ振興局スポーツ振興課内）藤島宛

メールアドレス：fujishima-amkk@pref.yamanashi.lg.jp

sports-sk@pref.yamanashi.lg.jp

件名：「アウトドアスポーツアクティビティの開発等に関する質問（貴社名）」

(2) 受付期限

令和4年5月11日（水）午後5時

※県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

やまなしスポーツエンジン事務局（スポーツ振興課内）のホームページで公開する。

(4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすくすること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかに確認の上、メールにて返信すること。

4. 企画提案書

企画提案書（様式第7号）は、仕様書に基づき、別紙「アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託 審査基準」の項目について記載し、次により提出すること。

(1) 企画提案書

- ・ A4判縦型横書き左綴じとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・ 日本語表記で12ポイント以上であること。

(2) 見積書（様式は任意）

金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳を記載すること。

※ 積算根拠は、項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

※ 見積額は、「1.（5）予算上限額」の範囲内とする。

(3) 提出部数及び提出方法

書面で「4. (1) 企画提案書」及び「4. (2) 見積書」を正本1部・副本7部提出するとともに、電子媒体としてCD-R等に格納し提出すること。

提出は、持参又は簡易書留、宅配等（配達記録が残る方法に限る）により行い、期限までに必着のこと。

(4) 提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時

※県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 提出場所

「2. (4) 提出場所」に提出すること。

5. 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 本業務におけるプロポーザルに係る審査は、アウトドアスポーツアクティビティ開発等業務委託に係る企画提案審査会が行う。
- ② 審査は、1次審査（書類審査）で5事業者を選定し、その選定事業者を対象に2次審査（プレゼンテーション）を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。
- ③ 企画提案への参加事業者数が5以下の場合、全ての事業者を2次審査の対象とし、1次審査は行わない。

(2) 審査基準

「アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託 審査基準」のとおり。

(3) 審査方法

- ① 1次審査
 - (ア) 「4. 企画提案書」に基づき、「5. (2) 審査基準」の各項目を採点（100点満点）し、上位5事業者を2次審査の対象とする。
 - (イ) 合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定することとし、見積金額が同額の場合は、事業者から再度の見積書の提出により、最も見積金額の低い事業者を選定する。
- ② 2次審査
 - (ア) 1次審査を通過した選定事業者を対象に、1次審査と同様の審査基準で企画提案資料に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
 - (イ) 合計点が同点の場合は、1次審査と同様とする。

(4) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提案者全員に電子メールにて令和4年5月31日（火）（予定）に通知する。

(5) その他

2次審査の結果、合計点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者に選定しないことがある。

6. 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和4年5月30日（月） ※詳細は別途連絡する。

(2) 場所

山梨県甲府市内（詳細は別途連絡する。）

※新型コロナウイルスの感染状況により、WEB会議形式で実施することがある。

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

40分程度（提案書説明20分、質疑応答15分、準備・片付け・入退室5分）

提案書説明については、20分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。企画提案者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 企画提案の説明及び質疑応答は、実施体制表に記載されている者が行うこととし、参加は3名以内（協力事業者を含む）とする。
- ② プレゼンテーションに参加しない事業者は、選定から除外する。
- ③ プレゼンテーションは、事前に提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

7. 契約

審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、受託候補者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、受託候補者が契約締結までの間に「2.（1）企画提案参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

8. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- ③ 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- ④ 本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後にあって、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

- ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ⑤ 2件以上の企画提案をしたとき。
- ⑥ 見積書と積算内訳が合致しないとき。
- ⑦ 予算上限額を超えた金額で見積書を提出したとき。

9. その他

- ① 企画提案において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 契約保証金は免除する。
- ③ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第8号）」を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- ④ 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ⑤ 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 配置予定者の変更は、業務完了まで病休・死亡・退職等の事務局が認める理由のほかは認めない。
- ⑦ 契約の受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- ⑧ 選定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- ⑨ 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- ⑩ 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを中止又は延期することがある。